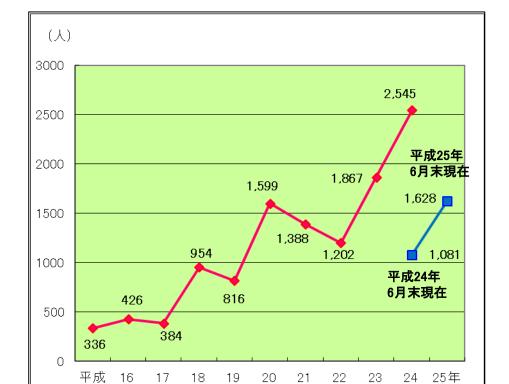
難民認定制度の運用に関する検討について



平成25年10月 法務省入国管理局

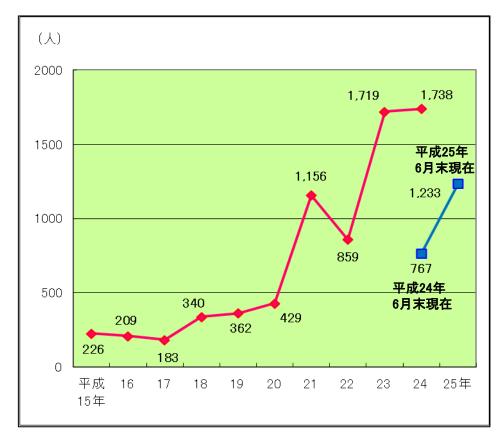
① 難民認定申請件数・異議申立件数の増加状況

難民認定申請数の推移



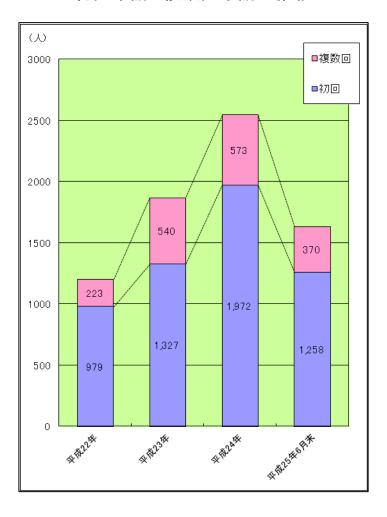
15年

異議申立数の推移

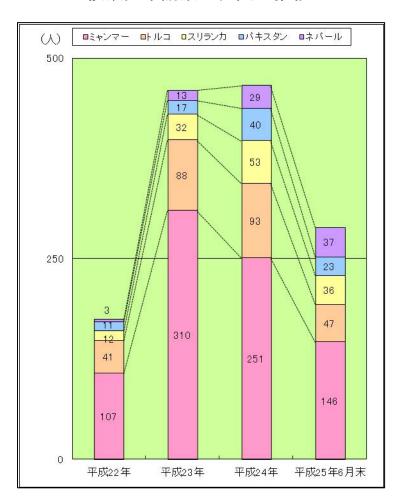


② 最近の複数回申請案件の状況

初回申請と複数回申請の推移



複数回申請数上位国の推移

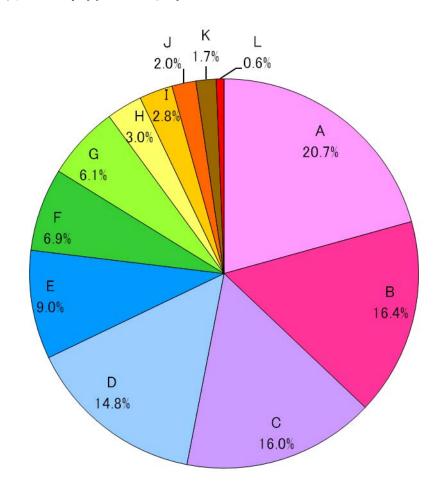


③ 難民認定申請の申立てにおける迫害の理由

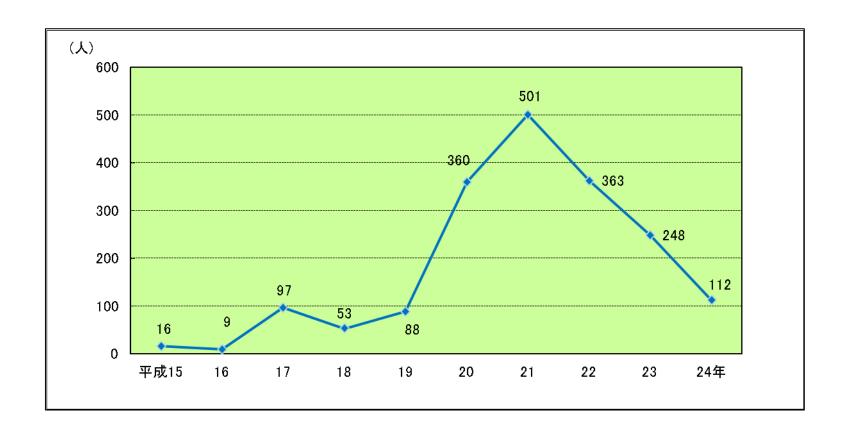
平成25年1~8月に不認定処分した案件の主な申立て

	申立内容	件数
Α	本国政府による迫害	321
В	単なる私人間の争い(私人による迫害)	254
С	前回同様の申立てによる再申請	248
D	対立政党(の構成員)による迫害	230
E	マオイスト(共産党毛沢東派)による迫害	140
F	反政府団体・テロ組織等による迫害	107
G	異教徒・他宗派間の争いによる迫害	95
Н	経済的理由など個人的事情	46
I	その他本国政府以外の者による迫害	43
J	部族・地域の伝統・習慣に由来する迫害	31
K	他民族・部族間の争いによる迫害	26
L	一般犯罪による処罰	10
合計		1551

[※] 複数の内容にわたる申立てがある案件については 主な申立てを1つのみ計上



庇護数の推移



※「庇護数」とは、難民の認定をしない処分をされた者のうち、入管法第61条の2 の2第2項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認め られ在留資格変更許可を受けた者の数

難民問題に関する検討のための論点整理案

1 適正かつ迅速な案件処理のための方策

難民認定申請が急増する中,真に庇護すべき者を迅速に難民認定できるよう,難民条約上の迫害理由に当たらない事情を申し立てる案件や,同じ事情を繰り返し主張する複数回申請案件の処理の方策について,難民認定申請中の者の法的地位のあり方も含め,ご議論いただく。

2 在留配慮のあり方

難民条約上の難民とは認定しなかったものの,本国情勢等に鑑み人道上の配慮から在留を認めるという処分のあり方について,その後の本国情勢の改善等により,同配慮を要しなくなった場合の対応も含め,ご議論いただく。

3 難民認定申請者に対する支援策

現在, 難民認定申請者(異議申立中の者を含む。)のうち, 生活に困窮し衣食住の面で支援を要すると認められる者に対しては, 国の事業で生活費等の支援が行われ, また, 難民支援団体による住居の提供や弁護士の紹介等が行われているところ, このまま申請者数が増加すると, いずれも支援困難となることも予想されることから, 難民認定申請中の者に対する支援のあり方について, 海外の例等も踏まえ, ご議論いただく。